

令和7年度 復興庁 「新ハンズオン支援事業」 支援案件公募要項 (販路拡大支援)

1. 事業の背景・目的

東日本大震災から14年が経過したものの、被災地域の民間事業者は新たな販路の拡大、新商品開発をはじめとした多くの課題をいまだに抱えており、復興の鍵を握る産業の回復状況は地域や業種により大きく異なっています。こうした中で、販路拡大に関する悩みを抱える事業者が特に多くみられます。

そこで本事業は、被災地域における販路拡大に関連する共通の課題を抱える事業者に対して、専門家等による個別支援等を行うとともに展示会への出展等を通じて、販路拡大のための一体的支援を行います。

＊ハンズオン（hands-on）：現場に出て実地で行う支援活動等

2. 対象事業等

(1) 対象事業者

中小企業等の個社であって次の実施体制を有する者

＜実施体制＞

- ・ 支援対象事業を的確に遂行する組織・人員・経済基盤等を有すること。
- ・ 事業を継続的かつ発展的に展開するための具体的な方向性や将来像を有すること。
- ・ 専門家とともに事業に取り組むチームを設置すること。
- ・ チームの代表は、事業を的確に遂行することができる権限及び能力を有していること。
- ・ 直近3ヵ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書等）等の書類提出や事後のアンケート等に応じるなど、支援の効果的な遂行に協力する体制にあること。
- ・ 支援終了後も事業を推進できる体制にあること。
- ・ 支援期間中、リモート打合せなどを通じて、支援を受ける体制、時間が確保できること。
- ・ 復興庁で定める支援プログラム及び「地域復興マッチング『結の場』」・「ビジネスマッチ東北2025」へ参加する意思を有すること。

(※原則として支援プログラム、「地域復興マッチング『結の場』」「ビジネスマッチ東北2025」に参加していただきます。)

なお、本事業では以下のような事業者を対象とします。

- ・ 過去に商談会等への出展経験はないものの、本支援終了後も独自に商談会等へ出展するなど、販路拡大に十分な意欲を有する事業者

- ・ 過去に数回程度の商談会等への出展経験があり、本支援によって更なるステップアップを希望し、将来的に自走化を目指す意欲の強い事業者

（２）対象事業

① 対象業種

- ・ 水産・食品加工業、卸小売・サービス業、旅館・ホテル等の観光業、ITサービス業 等

② 対象事業分野

- ・ 売上・利益の拡大等による中長期的な企業の存続に向けて、商品・サービスの販路拡大を手掛けようとしている事業者

③ 事業の実施場所

- ・ 支援対象となる事業の実施場所が、原則として岩手県、宮城県は沿岸部の市町村、福島県は全域であること。

※ 法人等の所在地は国内である限り場所は問わない。

④ 事業内容の要件（以下の事項について、採択の際、特に考慮します。）

- ・ 支援後、自己の資金、体制で事業を自走し継続できること。
- ・ 支援を受けるにあたり、経営上の課題として販路拡大が優先的課題であり、かつ、有する目標が明確であること。
- ・ 販路拡大を目的とした支援を積極的に受け入れ、将来的に自走化を目指す強い意欲があること。
- ・ 潜在的に販路拡大が可能な商品・サービスがあること。
- ・ 一定の持続的効果（収益増、顧客増等）が見込まれること。

※ 地元自治体、団体等と連携して行う事業、又はその予定にある事業を優先します。

3. 採択後の支援内容

採択事業者を一体のグループとし、専門家等により以下の個別支援等を行います。

（支援期間： 原則として令和８年（2026年）１月末まで）

① 販路拡大のためのセミナー・ワークショップの実施

- ・ 市場の動向と分析
- ・ 顧客ターゲット
- ・ 営業戦略と営業手法

② 商談実施に向けた個別支援

- ・ 営業戦略の策定支援（商品ラインナップの棚卸し、商品選定と顧客ターゲットの整理）
- ・ 営業手法の選定と実践支援
- ・ 営業ツールの作成

③ 商談会等の実践支援

- ・ ロールプレイング指導
- ・ オンライン・オフライン商談会実践指導

④ 販路拡大のための商談会等への参加や出展

- ・ 「地域復興マッチング『結の場』」への参加（採択事業者は原則参加とします。）

《地域復興マッチング「結の場」》

大手企業等とのオンラインマッチング

主催：復興庁

日程：10～11月開催

場所：オンライン（Zoom）

- ・ 「ビジネスマッチ東北2025」への出展（採択事業者は原則参加とします。）

《ビジネスマッチ東北2025》

東北最大級のビジネス展示・商談会

主催：一般社団法人東北ニュービジネス協議会 等

日程：11月13日（木）開催

場所：夢メッセみやぎ

※ 「ビジネスマッチ東北2025」への出展は、ビジネスマッチ東北実行委員会が作成したガイドラインに準拠しご対応いただく必要があります。

- ・ その他商談会への出展

希望する場合、「アグリフードEXPO東京2025」に参加いただけます。（出展社数に限りあり。）

《アグリフードEXPO東京2025》

国産農林水産物・食品の商談会

主催：日本政策金融公庫

日程：8月20日（水）・21日（木）開催

場所：東京ビッグサイト

※ 「アグリフードEXPO東京2025」への出展は、アグリフードEXPO事務局が作成したガイドラインに準拠しご対応いただく必要があります。

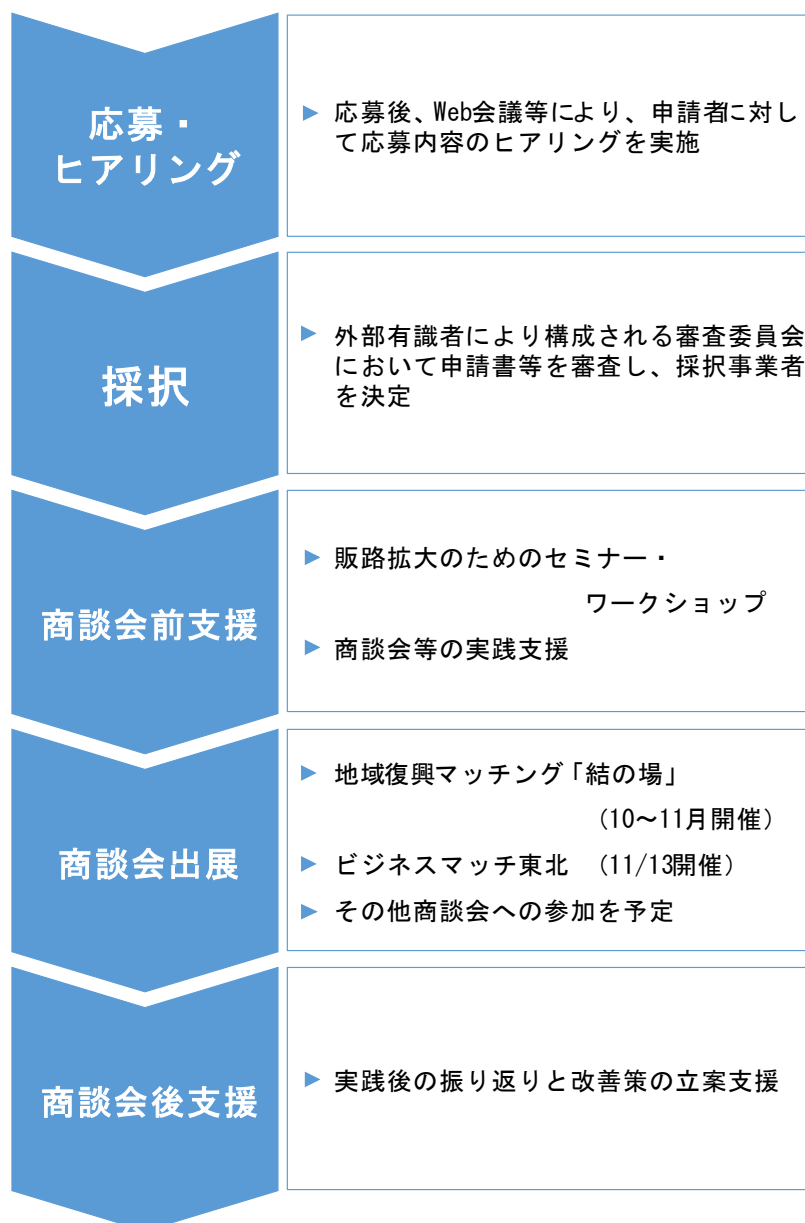
⑤ 実践後の振り返りと改善策の立案支援

- ・ 商談会実践後のフォロー
- ・ 個社別の商談会振り返り
- ・ 中長期的な販売計画の立案

本事業では、販路拡大に係る以下の経費を支援します。

- ① 専門家等の依頼費用、謝金、交通費、アシスタント経費、企画調査等実費 等
(ただし、ワークショップ等を実地開催する場合の採択事業者の旅費・交通費等は自己負担とします。)
- ② 外部専門機関に委託して実施する調査費用 等
- ③ 「ビジネスマッチ東北2025」、その他商談会への出展費用(ただし、出展のための採択事業者の当日の旅費・交通費等及び採択事業者が独自に準備する試供品や設営等に係る経費は自己負担とします。)

(参考：応募から採択・支援までの流れ)



4. 募集期間

令和7年（2025年）4月10日（木）から令和7年5月9日（金）17時まで

5. 応募方法

以下の資料を添付のうえ、応募書類提出先までメールで提出してください。

1. 「新ハンズオン支援事業」販路拡大支援 申請書
2. 直近3ヵ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書等）
※決算報告書を作成していない場合は、決算報告書に準じた書類
3. 申請者概要が分かる書類や支援を受けたい事業、商品の概要が分かる書類
（企業、商品のパンフレットやチラシ等がある場合に併せてご提供ください。）

なお、応募にあたっては、応募者に対し、必要に応じてWeb会議等による応募内容のヒアリングを実施しますので、ご協力をお願いします。

（応募方法に関するお問合せ・応募書類提出先）

「産業復興支援事業」事務局

TEL 03 - 6811 - 2434（平日10:00～17:00）

メールアドレス

reconstruction_support_team@sangyofukkou.jp

6. 採択

外部有識者により構成される審査委員会において、提出された「新ハンズオン支援事業」（販路拡大支援）申請書を審査し、採択する事業者を決定します。

7. その他留意事項

- （1）今回提出していただいた応募書類等は、本件のみに使用することとし、返却しませんのでご注意ください。応募・支援に当たってご提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する復興庁、事務局、専門家（以下、「復興庁及び事務局等」という。）に本事業の実施に当たって必要な範囲で共有、利用されます。個人情報を含む情報は事前の承認なく復興庁及び事務局等以外の第三者に提供することはありません。支援においては、専門家及び必要に応じて復興庁、事務局のメンバーが同席しますが、守秘義務を有しており、機密情報は適切な手段・方法で保護されます。
- （2）事業者名及び支援対象事業の概要、支援内容および成果については事業者による事業の遂行を妨げない範囲において公表されること（原則として、事業者の同意を得ずに事業者を特定し得る形で公表することはありません）、他被災地におけ

る復興事業の実施普及のために検討事例として活用されることを前提に応募してください。

- (3) 同一の支援内容で、国、地方公共団体等による他の専門家派遣事業と重複して支援を受けることがないようにしてください。
- (4) 支援事業者が事業を実施する場合には、所要の手續や関係機関との調整等を自ら行っていただく必要があります。
- (5) 申請内容に虚偽があった場合や、支援を受けるのに不適切であると復興庁及び事務局が判断した場合には、支援を途中で中止することがありますのでご注意ください。
- (6) 本事業に関して、復興庁及び事務局等が、支援事業者の事業計画等について、一切の保証を行うものではありません。
- (7) 以下に示す暴力団もしくは関連団体等との関係性を有している場合には本事業の採択を受けることはできません。
 - ・法人等（個人又は法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である。
 - ・法人等の役員等（個人である場合はその者をいう。以下同じ。）が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
 - ・法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - ・法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している。
- (8) ご不明な点がある場合は、上記お問合せ先までお問い合わせください。